

# 前橋市職員の退職手当に関する条例の改正について（議案第 8 4 号）

職員課

## 1 改正の理由

国の職員に準じ、60歳を超える本市の職員の退職手当に関する特例等を定める。

## 2 主な内容

- (1) 60歳を超える職員の給料を当分の間60歳時の7割の水準とする措置の適用を受ける者に係る退職手当の基本額については、当該措置の適用前後の期間ごとの給料水準を基に算定した額の合計額（ピーク時の給料水準を基に算定した額による合計額）とする。
- (2) 定年前に早期退職する職員に対する退職手当の基本額に係る特例措置については、当分の間、現行の定年制度下で対象とされる年齢と割増率を維持することとする。

## 3 施行期日

令和5年4月1日

## 4 附則で改正する条例

- (1) 前橋市職員の退職手当に関する条例改正条例（昭和48年前橋市条例第42号）
- (2) 前橋市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年前橋市条例第26号）